事務・事業の実施状況について(平成28年度)

平成 29 年 3 月 内 閣 府

1 趣旨

北海道に移譲された事務・事業に関して、道州制特別区域基本方針(平成19年1月30日閣議決定)に基づきフォローアップを行った。

<u>2 フォローアップ結果</u>の概況

- (1) 国から北海道に移譲された事務・事業(今年度 実施中のものは全6件。)については、北海道に おいて適切に実施されている。
- (2) また、これまで北海道が実施していた事務・事業と一体的に行うことにより効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の標準処理期間の短縮化といった利用者の利便性向上に資する取組も行われており、広域行政の推進が着実に図られている。
- (3)なお、個々の移譲事務・事業の実施状況については別添のとおり。

道州制特区移譲事務・事業一覧

(平成28年度)

NO	移譲事務•事業名	移譲開始時期	所管省庁
1	国又は独立行政法人が開設する医療機関に 係る公費負担医療等を行う指定医療機関等 の指定に関する事務	平成19年 4月	厚生労働省
2	商工会議所に対する監督に関する事務	平成19年 4月	経済産業省
3	鳥獣保護法に係る危険猟法(麻酔薬の使用) の許可に関する事務	平成19年 4月	環境省
4	札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則 変更に係る文部科学大臣への届出の廃止	平成20年12月	文部科学省 厚生労働省
5	水道法に係る水道事業及び水道用水供給事 業の認可	平成21年 4月	厚生労働省
6	開発道路に係る直轄事業	平成22年 4月	国土交通省

						(-	半成2	8 年 1	2月、	3 1 日	<u> </u>
(1)移譲事務・事業名	国又は独立	行政法	人が開	設する	る医療	機関に	に係る	公費負	担医组	寮等を	行う指
(移譲開始時期)	定医療機関等の指定に関する事務 (第 12 条関係)										
	(平成 19 年	4月)									
(2) 所管省庁	厚生労働省										
(3) 想定している効果・	国設置以	外の医療	療機関(こつい	ての指	定等	につい	ては、	既に	道が行	ってい
目的(計画において記	るところで	あり、ね	▶権限7	が道に	移譲さ	れる	ことに	より、	地域·	住民が	必要と
載されているもの)	する公費負	担医療等	等の提信	共を地	域に身	∤近な	道が主	体的、	一元	的に行	うこと
	が可能とな	る。									
(4) 計画が円滑かつ確実	①事務・事	業移譲往	きの執行 きんりょう かんりょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしゅう かんしゅ かんしゅ かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ かんしゅ	行体制	等						
に実施されているか	道本庁	保健礼	畐祉部	富祉局	福祉援	護課					
	出先機関	道内征	各保健院	所及ひ	各福祉	上事務	所				
	②過去の実施	漬等(タ	い理件 タ	数、事	業費等	F)					
	項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
	指定内容の	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0
	変更の届出										
	生活保護法	_	2	_	2	_	_	_	_	_	_
	関係		(名称変更)		(名称変更)						
	児童福祉法	_	_	_	1	_	_	_	_		
	関係				(名称変更)						
	母子保健法	_	_	_	_	_	_	_	_		
	関係										
	※ 国等	こよるほ	医療機能	関等の	新規開	設実	績がな	: < 、 =	また、	既指定	医療
	機関に										
(5) 地域における住民の	国等設置.	以外の国	医療機	関につ	いての	1指定	等、こ	れまで	でも既	に道が	行って
生活、経済、社会、特	いた関連事	務と併せ	せてー	元的に	事務を	実施	するこ	とがす	可能と	なり、	申請に
定広域団体の行政運営	係る相談先:	が一本イ	とされた	た。							
にどのような影響を及	また、こ	れまでに	は道が深	窓口と	なり申	請書	類を受	付し、	国へ	送付し	ていた
ぼしているか	が、国との	書類の	やりと	りに	要する	日数を	と短縮	するこ	とがっ	できる	ことか
	ら、処理期	間の短網	宿が図り	られて	いる。						
	なお、国	等設置(の指定	医療機	関に係	る変	更等の	情報は	は、従:	来厚生	局を通
	じて道に通	知されて	ていたフ	が、道	が直接	そ 把握	できる	ように	こなっ	た。	
(6) 特定広域団体による	本権限が	道に移記	譲され7	たこと	により	、地:	域住民	が必要	更とす	る公費	負担医
評価	療等の提供	を地域に	こ身近れ	な道が	主体的	j. —	元的に	行うこ	ことが	可能と	なって
	おり、引き	継ぎ後の	の事務	執行に	ついて	特に	混乱な	く行れ	っれて	いる。	
	上記のと	おり地均	或に身流	近な道	が主体	的、	一元的	に事剤	多を実.	施する	ことが
	可能となっ	ているこ	ことかり	ら、生	活保護	法の	特例に	関する	る措置	を継続	する必
	要がある。										
	なお、地	或の自Ξ	主性及7	び自立	性を高	らめる かん	ための	改革0	り推進	を図る	ための
	関係法律の	整備に	関する	去律((平成 2	6 年法	 上律第	51号)	の制	定によ	り、児
	童福祉法及	び母子は	呆健法(<u>の特</u> 例	措置は	終了	してい	る <u>。</u>			
(7)所管省庁による評価	今年度にお	いては、	移譲	事務の	執行に	つい	て、実	績がな	よかっ	たとこ	ろであ
	るが、引き	続き事務	多の円流	骨な実	施に努	めて	いただ	きたし	,١,		
			<u> </u>								

	(平成28年12月31日時点)				
(1)移譲事務・事業名	商工会議所に対する監督に関する事務(法第13条関係)				
(移譲開始時期)	(平成 19 年 4 月)				
(2)所管省庁	経済産業省				
(3) 想定している効果・	国から道に許認可等の権限が移譲されることにより、地域により身近な道				
目的(計画において記	において手続きを行う範囲が拡大され、申請者の利便性が向上する。				
載されているもの)					
(4)計画が円滑かつ確実	①事務・事業移譲後の執行体制等				
に実施されているか	道本庁 経済部地域経済局中小企業課				
	②過去の実績等(処理件数、事業費等)				
	項 目 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28				
	定款変更の認可 12 1 3 0 2 1 0 0 0 0				
	目的				
	地区 3 - - - - - - - - -				
	する事項 *				
	経理に関する 3 - 1				
	常議員会に関 1 - - 2 - - - する事項 **				
	※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平				
	成 26 年法律第 51 号)の制定による商工会議所法の一部改正により、平成 27 年度から届出制に変更				
(5)地域における住民の	となった上、都道府県及び政令指定都市に権限移譲されている。				
生活、経済、社会、特	道に許認可権限が移譲されたことにより、従来、国と道へ申請しなければ				
定広域団体の行政運営	ならなかった事項が、道のみへの申請で足りることになり、申請者の利便性 の向上につながった。				
にどのような影響を及	の同工に うながうた。 また、これまで申請から許可までの標準処理日数30日(国)が20日以				
ぼしているか	よた、これまで中間から計りませい標準処理日数30日(国)が20日以 内となり、処理期間の短縮が図られている。				
(6)特定広域団体による					
	地域により身近な道のみへの申請で済む範囲が拡大されたことにより、申 請者の利便性が向上した。				
評価 	調有の利便性が同工した。 窓口の一本化、手続き迅速化により申請者の利便性が向上しており、今後				
	も地域により身近な道において引き続き手続きを行えるよう措置を継続する				
(7) =r fr (b)	ことが必要である。				
(7)所管省庁による評価 	平成27年度以降の移譲事務については、地区についての定款変更の認可				
	事務等となっているが、当該事務については、平成19年度のみ実績があり、				
	その後の実績はない。				
	本年度も実績はなかったところであるが、移譲された事務については、引				
	き続き円滑な実施に努めていただきたい。				

	(十成20年12月31日時点/
(1)移譲事務・事業名	鳥獣保護管理法に係る危険猟法(麻酔薬の使用)の許可に関する事務
(移譲開始時期)	(法第 16 条関係) (平成 19 年 4 月)
(2) 所管省庁	環境省
(3) 想定している効果・	知事が、鳥獣の捕獲許可事務と麻酔薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲
目的(計画において記	許可事務とを一元的に処理することにより、許可申請者の手続きが軽減し、
載されているもの)	利便性が向上するとともに、許可事務手続きの迅速化及び効率化が図られる。
(4)計画が円滑かつ確実	①事務・事業移譲後の執行体制等
に実施されているか	道本庁 環境生活部環境局生物多様性保全課
	出先機関 各(総合)振興局保健環境部環境生活課
	(知事の所管する鳥獣の捕獲許可については、捕獲区域が2以上の振興
	局の管轄区域にわたるものにあっては本庁で許可し、それ以外のもの
	にあっては各(総合)振興局で許可している。このことから、麻酔薬
	を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可についても、上記の鳥獣の捕獲
	許可と同様の対応としている。)
	②過去の実績等(処理件数、事業費等)
	目的 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28
	麻酔薬使用許可 2 3 5 4 5 8 10 15 22 7
(5) 地域における住民の	■ 麻酔薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可を申請するときは必ず、別
生活、経済、社会、特	
	とにより申請者の利便性が向上した。
営にどのような影響	
を及ぼしているか	内(道本庁処理の場合2週間、各(総合)振興局の場合1週間)となり、
	処理期間の短縮が図られている。
	なお、道では、移譲事務の円滑な実施を図るため、「危険猟法許可取扱
	要領」を定めているところ。
(6)特定広域団体による	
評価	きの迅速化及び効率化が図られ、想定したとおりの効果があり、今のとこ
	この迅速に及び効率にが囚られた。
	ウは音がくと事項など、味趣は光当たらない。 申請窓口が一本化されることにより、申請者の利便性が向上するととも
	「中間は口が、本化されることにより、中間目の利度性が同工することも に、審査する側としても同一の鳥獣に対する捕獲行為への意思を統一する
	ことができる。
	ことができる。 また、鳥獣保護管理法の改正により市街地における麻酔銃猟が可能とな
	すた、鳥獣保護自理法の改正により申園地におりる麻肝軌所が可能とな り、それらの許可事務については都道府県が行うこととなっているため、
	か、てれらの計り事務については都道府県が行うこととなっているため、 市街地への出没による当該猟法による捕獲の必要性が生じた場合に、迅速
	市街地への出及による自該猟法による捕獲の必要性が生じた場合に、迅速 に対応することが可能となる。
	に対応することが可能となる。 以上のことから、本措置は継続する必要がある。
(7) 配色を合わる。	
(7)所管省庁による評価	当該地域における事務に特段の支障は発生しておらず、道において適切した東窓加理が実施されていることから、微結の必要性が認められる。
	に事務処理が実施されていることから、継続の必要性が認められる。

(1)移譲事務・事業名	札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への
(移譲開始時期)	届出の廃止(平成 20 年 12 月)
(2) 所管省庁	文部科学省、厚生労働省
(3) 想定している効果・	医師不足が深刻な本道において、将来にわたり地域医療を担う医師の育
目的(計画において記	成を行う。
載されているもの)	
(4)計画が円滑かつ確実	①事務・事業移譲後の執行体制等
に実施されているか	保健福祉部地域医療推進局地域医療課
	総務部法人局大学法人室
	②過去の実績等(処理件数、事業費等)
	平成 21 年 4 月 1 日に平成 29 年度までの入学定員を 105 名から 110 名に
	変更した学則を施行
(5)地域における住民の	文部科学大臣への届出が廃止されたことにより、本道の医師不足の状況
生活、経済、社会、特	などに応じた柔軟な収容定員の変更が可能となった。
定広域団体の行政運	また、将来的には、医師の人材の育成による地域医療への貢献が期待で
営にどのような影響	きる。
を及ぼしているか	
(6)特定広域団体による	・今後、長期的に効果を検証する必要があるところであるが、地域の事情
評価	を反映した地域医療を担う医師の人材の育成に大きく貢献することが
	期待できる。
	・収容定員の増加と併せて、育成した医師を地域に定着させるための施策
	を実施していく必要がある。
	・本道においては、未だ医師不足が深刻な状況にあることから、地域医療
	を担う医師を養成するためには、国の「緊急医師確保対策」等により暫
	定的に増員された入学定員を時限終了後も維持する必要がある。
	・札幌医科大学において、現在、入学定員増に対応できるよう(最大 125
	名)教育研究施設の整備を行っているところ。
	・行政の効率化を図るため、本措置を継続する必要がある。
(7) 所管省庁による評価	本件は平成 21 年度のみの実績であり、その想定している効果が達成さ
	れたかについては、今後の医師の地域への定着状況や道内の医療提供体制
	の状況等を踏まえつつ、検証を行っていくことが必要である。
L	

(1)移譲事務・事業名 (移譲開始時期) (平成 21 年 4 月) (2)所管省庁 厚生労働省 (3)想定している効果・目的(計画において記載されているもの)
(2) 所管省庁 (3) 想定している効果・
(3) 想定している効果・ 目的(計画において記載されているもの) 載されているもの) 請等における事業者の利便性が向上するとともに、事業者に対する道に る迅速かつきめ細やかな対応が可能となる。 (4) 計画が円滑かつ確実 に実施されているか 道本庁 環境生活部環境局環境政策課 出先機関 各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課
目的(計画において記載されているもの) 請等における事業者の利便性が向上するとともに、事業者に対する道にる迅速かつきめ細やかな対応が可能となる。 (4)計画が円滑かつ確実 ①事務・事業移譲後の執行体制等 に実施されているか 遺本庁 環境生活部環境局環境政策課 出先機関 各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課
載されているもの) 請等における事業者の利便性が向上するとともに、事業者に対する道に る迅速かつきめ細やかな対応が可能となる。 (4)計画が円滑かつ確実 ①事務・事業移譲後の執行体制等 に実施されているか 道本庁 環境生活部環境局環境政策課 出先機関 各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課
る迅速かつきめ細やかな対応が可能となる。 (4)計画が円滑かつ確実 ①事務・事業移譲後の執行体制等 に実施されているか 道本庁 環境生活部環境局環境政策課 出先機関 各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課
(4) 計画が円滑かつ確実①事務・事業移譲後の執行体制等に実施されているか道本庁環境生活部環境局環境政策課出先機関各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課
に実施されているか 道本庁 環境生活部環境局環境政策課 出先機関 各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課
出先機関 各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課
(移譲事務の関係書類は、道へ移管となった 23 の水道事業者等のうち
札幌市、小樽市、函館市、旭川市、石狩西部広域水道企業団につい
は本庁に直接、その他の水道事業者等については総合振興局(振興)
を経由して、本庁に提出される。)
②過去の実績等 (処理件数、事業費等)
・認可、届出(単位:件)
項 目 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28
(法第 10 条 1 項等)
記載事項の変更に係る届出 2 6 4 - - 21 -
(法第 7 条第 3 項)
第末変更に除る個田
給水開始前の届出 11 5 7 16 11 12 11
(法第 13 条第 1 項等)
料金の変更に係る届出 1 1 - 2 12 6 -
(法第 14 条第 5 項)
業務の委託に係る届出 1 - 2 1 - 4 1
- 立入検査 (法第 39 条第 1 項) (単位:件)
項 目 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28
旧大臣認可の全水道事業者等を対象 23 23 23 23 22 22
・交付金の措置 (~H25) (単位:千円)
項 目 H22 H23 H24 H25
旧大臣認可の全水道事業者等を対象 589 442 294 147
│(5)地域における住民の│ 認可申請、届出の提出先が、厚生労働省(本省)から道となり、その
生活、経済、社会、特 議を含め、水道事業者等の利便性が向上した。
定広域団体の行政運 水道事業者等に対し年1回の立入検査を行うなど、きめ細やかな対応
営にどのような影響│可能となった。
を及ぼしているか 自然災害や水道事故などの発生時において、迅速な情報収集や水道事
者等に対する指導助言など、緊急時の対応が向上した。
また、水道事業者の広域化や今後の課題解決に対する助言等がしやす
なっている。
(6)特定広域団体による 移譲後の事務執行については、特に混乱なく行われているところであ
(6)特定広域団体による 移譲後の事務執行については、特に混乱なく行われているところであ 評価
評価 上記(5)のとおり、水道の安全・安心の確保の点から権限移譲の効果は高い

	に措置されるよう配慮願いたい。
	事業者の認可申請等における利便性が向上しており、今後も事業者に対
	し迅速かつきめ細やかな対応を行うため、本措置を継続する必要がある。
(7) 所管省庁による評価	移譲した事務については、適切な指導や助言が行われているものと考え
	られ、引き続き、事務の円滑な実施に努めていただきたい。
	また、北海道における水道基幹管路の耐震適合率は40.4%(平成26年度)
	と全国平均の36.0%よりもやや高いものの、管路経年化率は10.8%(平成
	26年度)と全国平均の12.1%とほぼ同様であること等を踏まえ、引き続き
	アセットマネジメントの実施を推進するなど、水道事業の基盤強化に向け
	た取組を推進していただきたい。

	(平成28年12月31日時点)					
(1)移譲事務・事業名	開発道路に係る直轄事業 (法第 7 条第 2 項第 4 号ハ関係)					
(移譲開始時期)	(平成 22 年 4 月)					
(2) 所管省庁	国土交通省					
(3) 想定している効果・	地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する道道と					
目的(計画において記	一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業を実施することが可					
載されているもの)	能となっている。					
(4)計画が円滑かつ確実	①事務・事業移譲後の執行体制等					
に実施されているか	道本庁 建設部土木局道路課					
	出先機関 空知総合振興局札幌建設管理部(美唄富良野線)					
	渡島総合振興局函館建設管理部(北檜山大成線)					
	胆振総合振興局室蘭建設管理部(北進平取線)					
	上川総合振興局旭川建設管理部(富良野上川線)					
	留萌振興局留萌建設管理部(名寄遠別線)					
	②過去の実績等(処理件数、事業費等)					
	〇交付金に関する措置 (単位:百万円)					
	H22					
	全体事業費 2,660 3,000 2,990 3,100 3,255 3,330 3,400 35,466					
	国の交付 2, 128 2, 400 2, 392 2, 480 2, 604 2, 664 2, 720 28, 373					
	道の負担 532 600 598 620 651 666 680 7,093					
	累計進捗率 8% 16% 24% 33% 42% 52% 61%					
	注:交付金の額は、工事費及び人件費のみ積算できることとなっている。					
	○職員の移籍					
	事業箇所の工事内容を踏まえ、事業を円滑に執行するため、直轄施工					
	時代からの継続性が重要な箇所について、現地状況や設計内容に精通し					
	た国土交通省北海道開発局職員(3名)を期限付きで受け入れている。					
	【配置事業箇所:美唄富良野線、名寄遠別線及び北進平取線】					
	現在は、北進平取線の完成(平成26年度)に伴い、2名の職員の受け入					
	れとなっている。					
(5)地域における住民の	これまで、国が道道の一部区間を開発道路として整備を行っていたが、					
生活、経済、社会、	当該事業の移譲後は、道が路線全体を一体的に整備することが可能とな					
特定広域団体の行政	ったため、工事の施工管理等に要する経費が削減されるなど、事業を効					
運営にどのような影	率的に実施することや、地域住民からの要望等を道が一括して受けるこ					
響を及ぼしているか	となどにより、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となった。					
(6)特定広域団体による	上記のとおり効率的な実施や地域の実情に応じた事業の実施が可能と					
評価	なっており、想定したとおりの効果があった。一方、人件費以外の事務的					
	経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施する場合よりも道の負担					
	が増えているという課題がある。					
(7)所管省庁による評価	移譲された事業については、特に支障なく実施されており、引き続き事					
	業を適切に実施していく必要がある。					
	なお、交付金については、事業を移譲した際に北海道とも協議の上、国					
	として然るべく措置したところ。					